

福井県警察学校訓練施設の管理及び使用に関する訓令

平成19年12月13日
福井県警察本部訓令第40号

改正

令和4年3月18日本部訓令第12号

福井県警察学校訓練施設の管理及び使用に関する訓令を次のように定める。

福井県警察学校訓練施設の管理及び使用に関する訓令

福井県警察学校訓練場の管理及び使用に関する訓令（平成12年福井県警察本部訓令第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、福井県警察学校（以下「警察学校」という。）の教場、柔道場、剣道場、グラウンド等（以下「訓練施設等」という。）の適正な管理及び使用（以下「管理等」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義等）

第2条 教場とは、警察学校の第1教場、第2教場、第3教場、第4教場、第5教場、特別教場及び視聴覚教場をいう。

2 柔道場、剣道場及びグラウンドには、体育館1階の男性用更衣室、男性用シャワー室、女性用更衣室及び女性用シャワー室を含むものとする。

（管理責任者）

第3条 訓練施設等の管理等については訓練施設等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学校長をもって充てる。

2 管理責任者は、次に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 訓練施設等の保安及び安全管理
- (2) 訓練施設等及び備品の維持管理
- (3) 訓練施設等の使用者に対する安全衛生管理
- (4) 使用の統制

（管理副責任者及び管理担当者）

第4条 訓練施設等管理副責任者（以下「管理副責任者」という。）及び訓練施設等管理担当者（以下「管理担当者」という。）を置き、管理副責任者には副校長を、管理担当者には総務担当校長補佐をもって充てる。

2 管理副責任者は、管理責任者の職務を補佐し、次に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 訓練施設等及び備品の安全点検
- (2) 訓練施設等の使用承認及び使用結果の確認
- (3) 設備及び機器の取扱い指導
- (4) 火災及び盗難防止
- (5) その他必要な事項

3 管理担当者、管理副責任者の命を受け、前項各号の事務に当たる。

(鍵の保管)

第5条 管理副責任者は、訓練施設等の鍵を管理するものとし、管理副責任者が不在となるときは管理担当者が、当直中においては当直教官が保管するものとする。

(使用)

第6条 訓練施設等は、原則として警察学校の教養に使用するものとする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 術科の日における使用
- (2) 各種特練員による使用
- (3) 県警武道クラブにおける使用
- (4) その他警察学校の教養に支障なく、管理責任者が使用を認めたとき

(使用承認申請)

第7条 前条第4号の規定により訓練施設等を使用する所属の長（以下「使用責任者」という。）は、警察学校訓練施設等使用承認申請書（別記様式第1号）により管理責任者に申請しなければならない。

(指揮官)

第8条 使用責任者は、使用に係る指揮官を定めなければならない。

2 指揮官は、次に掲げる事項についてその責任を有する。

- (1) 受傷事故の防止
- (2) 火災、盗難及び紛失の防止
- (3) 施設及び備品の破損防止
- (4) 規律の保持

3 指揮官は、訓練員に次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 使用前後における施設及び備品の異常の有無を確認すること。
- (2) 関係者以外の者を立入りさせないこと。
- (3) 必要以外の機器をみだりに操作させないこと。
- (4) 訓練終了後は、使用した備品を所定の場所に収納すること。

(訓練員の遵守事項)

第9条 訓練員は、前条第3項各号に掲げる事項について遵守するとともに、特異事案があった場合は、指揮官に報告しなければならない。

(使用結果)

第10条 使用責任者は、訓練施設等の使用を終了したときには、その使用の状況について警察学校訓練施設等使用結果報告書（別記様式第2号）により、管理責任者に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成20年 1月 1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日福井県警察本部訓令第12号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式省略